令和６年度 第８回定例(12月)教育委員会議　会議録

令和６年度第８回定例教育委員会議が、令和６年12月19日(木)午後２時00分に役場第５会議室に招集された。

議　事　日　程

第１ 開　会　　午後２時00分開会

第２ 教育長挨拶

第３ 令和６年度第７回議事録の承認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・承認

第４ 教育長活動報告

第５　報告事項

報告１　令和６年度第４回定例村議会案件について・・・・・・・・・・・・・・・了承

条例改正（給食センター設置及び管理に関する条例）

補正予算（教育委員会所管事項）

報告２猿払村文化・スポーツ活動全国大会等出場補助金交付要綱の一部を.

改正する訓令の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・了承

第６ 審議事項

審議１　猿払村学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の

制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・承認

審議２　猿払村立学校職員等の自家用車の公用使用に関する規則の

一部を改正する規則の制定について・・・・・・承認

審議３　令和６年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について・・・・・・承認

第７　活動計画 令和６年12月20日(金)～令和７年１月23日(木)までについて・・・ 承認

第８　協議事項

協議１　次回教育委員会議の開催について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・承認

第９　その他　なし

第10　閉　会

午後２時35分閉会

議事録署名委員　原本署名済

議事録作成職員　教育次長　阿部　孝好

第８回定例(12月)教育委員会議出席者名

〔出席委員〕	教育長	眞坂潤一
	教育長職務代理者	桧物誠
	委員	榛澤弘章
	委員	近野由恵
〔出席職員〕	教育次長	阿部孝好
	教育次長補佐	鈴木淳司
	給食センター所長	西口亮一
	教育指導員	浅野孝一

○阿部教育次長：それでは皆さん揃いましたので、『第８回猿払村定例教育委員会議』を開催いたします。教育長よりご挨拶いたします。

○眞坂教育長　：皆さんご苦労様です。大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。令和６年、いよいよ最後の教育委員会議ということで、あと 10 日とちょっとで令和 6 年も終わるというこの時期に会議の招集をさせていただきました。本当にご出席ありがとうございます。本日の会議については、先般、議会が 11、12 日と 2 日間で行われた報告と、学校給食センターが 1 月の早々オープンいたしますので、そちらにかかる条例、施行規則等の審議をいただければという風に思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○阿部教育次長：はい。続きまして、前回の『第 7 回の議事録の承認』ということで、署名をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

≪各委員署名≫

○阿部教育次長：はい、ありがとうございます。それでは、4 番『活動報告』に移ります。教育長より行います。

○眞坂教育長　：はい。それでは、資料 1、ご覧ください。11 月 22 日から本日までの活動報告でございます。主なものだけ読み上げて報告に代えさせていただきます。11 月 22 日ですけれども、猿払村の学校経営研究大会。毎年行っておりますが、校長、教頭、管理職とそれから教育委員会との研究大会ということで、宗谷教育局の局長さんが来てくださいまして講話をしていただきました。その後、事例研究みたいなことで、校長会、教頭会から提言にあった部分を義務教育指導監の方から助言をいただいたという内容でございます。11 月 25 日、まちづくり懇談会、村の懇談会がありまして、この時に来年 4 月 1 日からですね、国保病院が診療所化に変わるということの地域の説明会も合わせて、この日は浅茅野地区。浅茅野交流センターで開催しております。11 月の 28 日ですけれども、稚内警察署の署長さんがお見えになられて、最近は SNS ですとか最近流行りの闇バイト等の様々な事件が起こっている関係もあることも踏まえてですね、教育委員会と稚内警察署とで連携協定を結ばせていただけないかということのお話に来てくださいました。管内でも、稚内市はもうすでに協定を結ばれていて、だいぶ前になりますけど、新聞にも載っていた記憶があります。今は島の方、利尻町の 2 町とそれから猿払村ということで話を進めているということでございました。年明け早々に協定を結ぶということで今準備を進めているところでございます。11 月 29 日ですけれども、浜頓別高校の関係で浜頓別町の教育長さん、そして浜頓別高校の校長先生が見えられて、村長と私とお話しを伺いました。浜頓別高校、このところ入学者数が非常に少なくてですね、35、6 人ということで、普通

科が1学年1学級ということで、非常にギリギリの体制で今高校が運営されていると。なんとか高校に入ってくれる生徒さんを増やしたいということも含めてですね、お話に来てくださっております。ちなみに、7年度、浜頓別高校に今のところ予定ですけれども、8名だったかな、9名だったかな、そのぐらいの生徒さんが浜頓別高校を受けられるというふうな今のところの情報です。11月末から12月末にかけてですね、それぞれの小学校の教育相談という形で就学、新たに就学する児童、それから今いらっしゃる児童も含めてですけれども、教育相談ということで各学校、浜鬼、鬼小から知来別等のですね、教育相談を受けているところでございます。新入学児童については教育支援委員会の結果をもって、どの学級にするかという判断をするところではあるんですけれども、事前のということで相談を受けたという形でございます。それから、12月7日の日ですけども、手をつなぐ子らの作品展ということで、これも毎年開催されているんですけれども、特別支援学級の子どもたちの作品を集めた作品展が稚内、今年は総合文化センターを会場に行われました、文化センターのですね、小ホールでやったんですけども、店もさることながら沢山の来場者があって、身動きが取れないぐらいのお客さんが見えられて、子供たちが作った作品を販売しているところでは人だかりになって身動き取れないような盛況でありました。私も行って作品を少し買ってまいりました。それから、12月11日と12日で定例の村議会が開催されて、2日間で終了いたしました。内容については後ほど次長から説明をいただきたいと思います。12月17日ですけども、第3回になりました管内の市町村教育委員会の教育長会議ということで、web で私も参加しております。本日午前中にスキー場の安全祈願祭を実施しております。オープンは27日午後 1時からの予定です。それから午後からですね。この会議始まる前だったんですけども、小学校の方に行ってまいりました。鬼小コンサートということで、各学年の歌の発表会が行われました。1年生から6年生まで、非常に元気な大きな声の合唱を聞いてまいりました。保護者の方もたくさん見られて、学芸会に劣らないぐらいの観客がいたかなと思ってます。子供たちも一生懸命大きな声で歌ってました。それから本日の会議。そして会議の後はですね、新しい給食センターの方の見学ということで予定をしているところでございます。以上です。

○阿部教育次長：はい。それでは、5番の『報告事項』に移らせていただきます。まず、報告1番ということで、「定例村議会の案件について」ということで、まず教育委員会の提案した内容としましては、条例改正、条例制定になります。給食センター設置及び管理に関する条例、前回の会議で条例の内容についてはご覧いただけてましたので、今回添付割愛させていただいております。原案の通り可決しております。補正予算について、資料2番になりますが、三角が多いというところですけども、執行残の精査が主なものとなっておりますので、ほぼ目新しいものはありません。真ん中からちょっと下の需要費、99万円、修繕料ということで住宅の修繕料計上しているんですけども、たまたま今年度の途中、8月に浜鬼志別の住宅に居住されている先生が、転勤したわけではないんですけども、退去して別の住宅に移ってということで空きになりましたので、空いてるうちにちょっと大きく修繕をかけたいということで計上させていただいております。その他ですね、この下の社会教育費の報償費、需要費につきましては、例年11月3日に表彰式を行っておりましたが、今年度から3月20日ということで教育委員会表彰を行う予定としております。7番の報償費がそれにあたります。表彰該当者の記念品を計上しております。需要費については、ちょっと不足が見込まれるということで、同額の計上

をしているところです。はい。裏面についても、7番の報償費や体育関係の表彰の記念品代ということと、給食センターの委託料の増額については、新しい給食センターの関係で、電気点検設備の業務期間がちょっとこちらで見込んでいた状況より期間が長くなるということで、新しいセンターの部分の委託料が必要となるということで、若干の増加額の補正をさせていただいております。こちらも可決をいただいたところです。続いて、報告の2番です。「猿払村・文化スポーツ活動全国大会出場補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」ということで、資料3番になります。まず、この改正を行う経過なんですけども、1ヶ月ぐらい前だと思うんですが、猿払村のバドミントン少年団の子ども2人がダブルスで全国大会に行くという記事が実は載っていたんですけども、猿払村の少年団に所属ですが2名とも稚内の子ということで規定上、この補助金については村民を対象とするということで、実は全道大会についてももちろん出場しましたので、村の子も含めて全道大会に一緒に行ったんですけども、その際、全道大会の補助金について、村内の子は補助金を支出しているんですけども、この全国大会の出場権を得た2人については補助対象外ということで、実は補助金を支出していなかったという経過になっています。その補助金を支出していなかった2人が全道大会で全国大会の出場権を得て全国大会に行きますということですけども、その指導者は村内の方であるということで、今の規定上、ちょっと読み込むと、村内の児童の対象者がいないので、それに引率する指導者についても対象となりませんよねっていうことになってしまうために、それはさすがに日々指導いただいてる指導者が自腹を切って、全額自腹で全国大会に引率ということは負担も大きいので、よくあるケースではないんですが、それは救ってあげたいと考えたところです。という考えのもと、今回このような改正をさせていただいております。新旧対照表で説明したいと思いますが。この1番上の交付対象者の部分も併せて改正をしたいと考えています。今はいないんですけども、今後、村内の村民を対象とするという規定にしておりますので、もし村内の団体で人材が不足して、例えば稚内だったり浜頓別から指導者がこれから村に来てもらって指導してもらう場面があった場合に、そのような方も村民しか対象ではないということになると、せっかく日々指導いただいてる方に補助金支出できないということなので、併せて合わせてこの指導者については村民であるという項目を外すということで考えております。その下の交付基準のところなんですけども、基本的には指導者3人以内補助対象としますということで定めています。今回もダブルスなので選手は2人ということなんで、2人の選手に対して3人はもちろん過剰だということで、その場合の指導者については選手と同じ人数以内とするということに定めたいと思っています。今回、村民がいない場合ということになりますので、基本的には、やむを得ない場合は、例えば個人戦で2人出る場合に会場が分かれるというようなことも想定されますので、そういった場合は、その人数を認めようかというところなんですけども、基本的には1人の引率までは認めましょうということで、今回追加をさせていただきたいと思っているところです。その下の部分については、今回、改正を行うことで条項ずれを起こすところを直す部分ですので、改正をしたい経過としましてはそのような形で指導者を救う、補助金から対象としないことを救うための改正をしたいということで改正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。次『審議事項』に繋がりますので説明させていただきます。「給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則」条例を先日見ていただきましたが、今回条例が可決さ

れましたので、その条例施行規則ということで、内容としましては、これから見ていただく際に1番最初に入る空間になりますけども、新たに今回、食育研修室、食育調理室ということで新たなスペースを設けさせていただいております。そちらの貸し出しをできる規定にしておりますので、そちらの貸し出しの条件等々ですね、申請書を今回規則の方で定めさせていただいております。ですので、目新しい部分ではなく、この申請書に基づいて使用の許可を行うという内容になっております。そして、もう1つ改正ですけども、こちらちょっとややこやしいので、うまく説明できるかどうか分かりませんが、学校の先生方が自家用車を使用する場合が稀にあります。こういう場合に認めますよというところがあるんですけども、基本的には決められた内容以外には使ってはいけないという形になります。で、先生が猿払村に転任される場合ですとか、うちからよそに転勤される場合に、当然、今の状況で行きますと、自家用車で移動がされると。うちの場合でいくと、公共交通機関で引っ越しされる方はほぼ皆無ですので、自家用車を使うということなんですけども、自家用車を使う場合にあっては、北海道の基準に倣って申請をし、旅費をちゃんと受け取れるということを規則の中で明確化したいということの内容の改正となっております。なかなかこう伝わりづらい改正の内容となっておりますので、改正をしたい内容としてはこのようなことであるということをご承知おきいただければと思います。よろしくお願いします。それでもう1つ目、資料の6番です。「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道結果報告書」への市町村別結果の掲載について」ということで、全国学力調査と同様に全国体力運動能力調査も全市町村で実施されますが、その北海道の中の市町村別の結果の公表について、掲載する、しないを教育委員会で同意をいただきたいと。同意しない場合は載せないということになりますが、同意して掲載するということを回答させていただきたいと思っております。以上が今回用意した議題となります。この中でご質問等ありますでしょうか。

○委員一同　　：ありません。

○阿部教育次長：いいですかね、内容的にはあまり馴染みない部分ばかりなんですけども、よろしければ、この通りで進めさせていただきます。ありがとうございます。それでは『活動計画』資料7番に移りたいと思います。当面1ヶ月の予定です。すみません。上の日付が前回のやつ直しもらしていましたので、これは明日から1月の23日になります。明日、臨時村議会が行われます。職員の給与の改定が、国、国家公務員に倣って、最近の物価の高騰等々ですね加味されて、職員の給与がありがたいことにあげていただくということの臨時議会が明日行われる予定となっております。来週なんですが、9時から学校部活動の地域移行にかかる情報交換会ということで、宗谷管内の部活動の地域移行に関しての取り組みの情報共有または意見交換ということで、webですが会議が行われる予定となっております。同じ日、14時からですけども、浜頓別町の教育委員会が給食センターの視察に訪れるということで予定がされております。12月25日には第2回教育支援委員会ということで、来年の就学、入学児童の学級の決定がおおよそこの第2回の教育支援委員会の中で実施されることとなっております。先ほど教育長からもありましたとおり、村営スキー場のオープンは12月27日ということで、今年はこの予定の通りできるのではないかなと思います。12月28日には学校の先生方の年末年始休業ということで、1月5日まで。土日がちょうど今年はぶつかりますので若干長い年末年始休業となります。それと合わせて学校も1月5日まで閉庁日ということで、完全に学校を閉める期間を設けたいと思っており

ます。役場の年末年始休業は12月30日で御用納めということで、翌年6日から御用始めとなります。その間に、1月3日に20歳を祝う会ということで出席いただける委員さんについては、年末年始休業のさなかではありますが、よろしくお願いしたいと思います。14時からです。今日、来賓の方宛て用の文書、置かせていただきましたので、受付時間等ですね、ご存じのこととは思いますが、今一度ご確認をいただければと思います。1月7日と8日でですね、新しい給食センターのまだ本稼働前ではあるんですけども、新しい設備を本稼働前にテストしたいと。テストをして実際にきちんと動くか、または時間も含めてですね、給食の試食会ということで実施をしたいということで考えております。100食。100食でも、おそらく通常に300弱ぐらいですね。300弱ぐらい作ってるんですけども、100食ぐらいの食事を作らないと新しい機械の本来の機能が試せないということで、100食をこの試食で実施して、今職員の方に必死に呼びかけて100食に達するように今人を集めているところですけど、なかなか集まりが悪いような状況です。

○榛澤委員　：どちらか1日ですか。
○西口所長　：どっちでもいいです。どちらも出られます。どっちもいいです。
○榛澤委員　：昼時ですよね？
○阿部教育次長：11時半から1時…
○眞坂教育長　：7日、麻婆豆腐じゃなかったかな。カレーが次の日だよね。野菜カレー。
○阿部教育次長：いかがでしょうか。
○榛澤委員　：分かりました。
○西口所長　：余った分は捨てるだけになってしまうので。
○阿部教育次長：榛澤さん、3人申込んでいいですか。
○榛澤委員　：LINEで返信します。
○阿部教育次長：はい。LINEください。そしたら案内もLINEで写真撮って送るので、それに返信いただければと思います。そんな催しを計画しております。13日には、書初め体験教室ということで社会教育の事業を行う予定です。14日には、委員さんにもご案内させていただきましたが、給食センターの落成式です。是非、新しいセンターの落成式にご参加いただければと思っております。16日からは新しい給食センターでの提供開始ということで、3学期がこの日から開始されます。はい。ということで、切れ間なく様々な行事が目白押しとなりますが、このようにちょっと1ヶ月間の予定を組まさせていただきました。来月の予定を1月23日の教育委員会議10時からということで、併せて8番の『協議事項』、これ1件でだけですので確認させていただければと思いますが、いかがでしょうか。23日木曜日となります。不在の予定はなかったですか。
○委員一同　：はい。
○阿部教育次長：はい。じゃあ23日で実施をさせていただきます。全体を通して質疑等ありましたらお受けしたいと 思いますが、よろしいでしょうか。
○委員一同　：はい。
○阿部教育次長：なければ、最後の議題は『給食センター内の視察』ということで、おそらく調理場内に入れるたぶん最初で最後のチャンスかなと思うので。私も一度見せてもらったんですけど、今日を最後に中に入ることはなくなるだろうなと思いますので。車は職員駐車場側であればそのまま歩いていけますので。
○西口所長　：資料だけ説明させてください。字が小さくて申し訳ないです。
○阿部教育次長：施設の中は迷路みたいです。
○西口所長　：ちょっと説明してもいいですか。
○阿部教育次長：はい。お願いします。

○西口所長　：簡単にだけ。色分けしているのは実は理由がありまして、真ん中の緑色の部分、それから左端の配送室、ここは非汚染の地域と言います。要は、綺麗な状態になっているところですね。食材が綺麗になっていっている。それから帰ってきて、この回収室それから洗浄室、右側の下処理室、検収室、荷受室様々、ピンクの部分ここは汚染区域と言います。ですから、色分けして、エリアを区分けしなければいけないっていうルールになっていまして、要は食材が入ってきた時は、まだ菌があったり汚れがあったりっていうことですね。で、それが綺麗になって、調理室に入って非汚染区域に入るというふうに区分けをされています。ルールでは、1番右側に荷受室っていうのがあるんですけども、ここから入ったものが左に流れていって、要はまっすぐ直線状にこう流れていって、配送するというふうに言われていまして、そういうルールになっています。例えば、職員玄関の方から食材が入って、こうL型に曲がっていくとかっていうのはダメっていうんですね。初めはそういう風に考えていたんですけど、北海道教育委員会から指摘を受けて直させていただきました。あとは、こだわったのは、上から見たら四角の建物になっていると思いますけど、こう入り組んだ施設にすると、ご承知の通りここは風が強いので、どうしてもそこに吹き溜まってしまう。除雪が必要になるっていうことで、四角にこだわりました。で、土地が細長いので、どうしてもこういう細長い、もうちょっと四角く作りたかったんですけど、細長い建物になってしまったので、事務室だったり、先ほど次長から説明があった研修室なんかも、どうしても細長い施設、面積になってしまうというところです。そんなところかな、先ほど話があった通り、中に入れるのは。便検査しないと入れないので、あのノロとかO-157だとか検査しないと入れないので、最初で最後になるかもしれませんが、はっきり言って、初めて入るっていう人は絶対迷路の様です。見ていただいたらわかる通り、部屋から部屋へ入れる通路が例えば汚染区域だったら汚染区域内はいけるんですけど、非汚染との間に行き来はできない様になっています。壁があったり、冷蔵庫があったりっていうことで行けないようになっているんですね。なので、その辺は厳格にしなさいと、いわゆる文科省の定める学校教育の衛生管理基準っていうのは満たされないっていうことで、道教委と色々と協議させていただいて、最終的にこういう形になったというところです。説明は簡単にこの程度にさせていただいて、あとは、現地で説明させていただきます。特徴的なのは、いろんなところにカメラをつけましたので、まだそのカメラは入ってませんが事務用の備品でモニターを置きますので、先ほど言った研修室にそのモニターを置いて、子供たちが来たら中に入れなくなるのでここで映像がある部分をクリックしたら、そこがパッと止まって、今何を作っているか見れるようにして、そこで食育授業ができるかなぁと。あとWi-Fiが完備されていますので、子供たちが学校からiPad持ってきてもそのまま使えるかなということと、調理室の作業場は温度25度以下、湿度80%以下というルールがあるので、全てエアコンが入っています。あと、床暖も入っています。ドライシステムなので、床を濡らしたらダメということで、それもルールで決められている部分ですので、ちょっとお金がかかっているというのはそういうところかなと。以上でございます。あとは現地で質問を受けたいと思います。よろしくお願いします。

○阿部教育次長：はい。じゃあ早速移動しましょう。会議は閉じます。それでは移動よろしくお願いいたします。

≪終了≫